

○中国地方整備局告示第五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年八月二十一日

中国地方整備局長 杉中 洋一

第1 起業者の名称 島根県

第2 事業の種類 二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 島根県浜田市三隅町矢原地内
島根県益田市美都町久原、丸茂及び宇津川地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、浜田市三隅町及び益田市美都町地内に施行する「二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第10条第1項の規定に基づき都道府県知事が行うものとされている。起業者である島根県は、既に本件事業を開始しており、予算上の措置も講じられていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

二級河川三隅川水系三隅川（以下単に「三隅川」という。）は、その源を浜田市弥栄町と同

市金城町界の山脈に発し、途中、二級河川三隅川水系矢原川（以下単に「矢原川」という。）、井川川等の支川を合わせながら流下し、浜田市三隅町市街地を貫流した後、日本海に注いでいる。三隅川の流域面積はおよそ 230 km²で、その流域は浜田市、益田市に属している。

三隅川は河積が狭小なため、古くから一度洪水になると各所で溢水氾濫し、家屋、道路及び水田の浸水等の被害を受けてきたために、以前から様々な治水対策がなされてきた。昭和 18 年から昭和 33 年の連続災害を契機として、昭和 34 年から浜田市弥栄町大字木都賀に砂防ダムを建設し、昭和 36 年にこれを完成させるが、その後も昭和 37 年及び昭和 40 年と被災し、昭和 44 年度には河口部の河川局部改良工事を実施するも、昭和 47 年 7 月には梅雨末期の集中豪雨により多大な被害を受けた。さらに昭和 58 年 7 月の梅雨前線豪雨では総雨量 500mm を超え、三隅川流域で死者 33 名、家屋被害 2,080 戸の甚大な被害を受けた。

このような状況に対処するため、三隅川水系河川整備基本方針（平成 20 年 5 月策定）及び三隅川水系河川整備計画（平成 20 年 12 月策定）において、100 年に 1 回程度の確率で発生する洪水を対象とし、基準点三隅大橋における基本高水のピーク流量を 2,440 m³/秒と定め、そのうち 840 m³/秒を、本件事業を含む流域内の洪水調節施設により調節し、計画高水流量を 1,600 m³/秒とすることとしている。本件事業は、矢原川ダム地点において最大となる流入量 590 m³/秒のうち 370 m³/秒の洪水調節を行うため、6,700,000 m³の容量を確保することとしている。

本件事業の完成により、河川整備計画に定める計画規模の洪水に対応することが可能となり、三隅川流域における洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に大きく寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成 12 年から同法等に準じ、任意で環境影響調査を実施している。その結果、大気質、騒音及び振動等については法令に定められた基準等を満足するとされているが、必要に応じて低騒音型機械の採用などにより周辺環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、工事実施中及び供用後の水質についても、環境基準値を下回るため、影響は小さいとされている。

動植物については、上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ起業者が令和 6 年 12 月等に実施した照査によると、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）（以下「種の保存法」という。）、環境省レッドリスト及び島根県レッドデータブックを基に重要種を選定しており、哺乳類 3 種、猛禽類を含む鳥類 23 種、爬虫類 4 種、両生類 6 種、昆虫類 47 種、魚類 6 種、底生動物 3 種及び植物 19 種が該当した。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、環境保全措置及び環境配慮により回避・低減されるため影響は小さいとしている。主

な保全措置として、動物については、種の保存法における国内希少野生動植物種のクマタカ、環境省レッドリストにおける準絶滅危惧のチュウサギは工事時期の配慮等により、環境省レッドリストにおける準絶滅危惧のクロマルハナバチ、島根県レッドデータブックにおける準絶滅危惧のモリアオガエル、シロマダラ、ヒメサナエ、ゴイシシジミ、イッシキキモンカミキリは植栽・草地修復・法面緑化等の実施により、環境省レッドリストに情報不足として掲載されているヒラマキミズマイマイは、濁水処理施設の設置等により影響はそれぞれ回避・低減できると評価しており、起業者は本件事業の施行において、これらの環境保全措置を講じるとしている。植物については、環境省レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のミズマツバ、島根県レッドデータブックにおける準絶滅危惧のハウビシダ、アオネカズラは、個体の移植により、影響は回避できると評価している。

加えて、起業者は、今後工事による予測し得なかった環境に及ぼす影響がみられた場合は、必要に応じて専門家の助言を得たうえで適切な措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地については、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地1箇所の試掘調査を行い、発掘調査の必要がないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、矢原川における洪水調整を目的として、堤高 51.3m、堤頂長 266.5m、総貯水容量 7,000,000 m³、有効貯水容量 6,700,000 m³の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、ダムの建設位置については、4 案による検討が行われている。そのうち、申請案とした矢原川中流案は、他の 3 案と比較し、堤体積は大きくなるものの、地形・地質上優れ、水没家屋が少なく、事業費を低く抑えられることから、社会的、技術的、及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、当流域では幾度も洪水被害が発生していることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、流域自治体の長等からなる矢原川ダム建設促進期成同盟会から本件事業の早期完成を強く要望されているところである。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 島根県浜田市役所、浜田市三隅支所
島根県益田市役所

第 6 収用又は使用の手続が保留される起業地 島根県浜田市三隅町矢原地内
島根県益田市美都町久原地内